

相談

弁護士 無料法律相談【要予約】

県弁護士会所属の弁護士による無料法律相談を実施します。

【時・所】

▼5月13日(木) 13時～16時・川内文化ホール

▼5月14日(金) 13時30分～16時30分・総合福祉会館(永利町)

【定員】各先着6人

【申込開始】5月6日(木)から

【申込方法】電話

*受付時間は平日9時～17時

【申込・問合せ】県弁護士会 099(226)3765

司法書士 無料法律相談【要予約】



秘密は固く守られます。ぜひ、ご相談ください。

【時】5月21日(金) 13時～16時

【所】川内文化ホール

【相談員】県司法書士会所属司法書士

【内容】主に多重債務に関する相談、そのほか金銭貸借など契約

約全般に関する相談
*相談日には、必ず当事者本人がお越しください。

【定員】先着6人

【申込開始】5月6日(木)から

【申込方法】電話

【申込・問合せ】本庁市民課市民相談G(内線2572)

財産・登記無料相談

【時】5月21日(金) 13時30分～16時30分

【所】総合福祉会館(永利町)

【対象】本市に居住する方(法人は除く)

【問合せ】社会福祉協議会本所 22355

巡回的障害者更生相談

【時】5月26日(水)

【所】サンアビリティーズ川内(永利町)

【内容】18歳以上の方を対象に療育手帳の新規取得に係る判定相談、特別児童扶養手当などの診断に関する事など

【対象】18歳以上の方

【定員】先着10人

【申込期間】4月26日(月)～5月14日(金)

【申込方法】電話

【申込・問合せ】本庁高齢・障害福祉課障害福祉G(内線2182)および各支所市民生活課

その他

軽自動車税の減免申請手続きを

軽自動車税の減免申請は、毎年行う必要があります。下記減免対象者で減免申請をする方は、5月24日(月)までに申請してください。なお、対象者1人に対し、1台のみ(普通自動車を含む)減免します。

4月から課の配置が変わりました

シテイセールス推進課、観光



【対象】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方

*障害区分(級)などによっては減免の対象にならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

【申請に必要なもの】

▼平成22年度軽自動車税納税通知書

▼身体障害者手帳、療育手帳、課、文書法制室(情報提供コーナー)の配置が変わりました。

【問合せ】本庁行政改革推進課(内線4131)

保留地(宅地)分譲の公募

天辰第一地区土地区画整理事業地内の保留地(宅地)を処分します。

【申込資格】

▼自己の建物を建築できる方

▼次の①～④のいずれかに該当する方は、保留地の買い受けの申し込みをすることができます。

①成年被後見人または被保佐人

②未成年者

③破産者で復権を得ない方

④市税を滞納している方

【申込開始】5月6日(木)から

*先着順に随時処分します。

【申込方法】本庁天辰区画整理推進室に備え付けの保留地買受



街区番号	地積 (m ²)	処分価額 (円)	用途地域
4-18	276.26 (約83.6坪)	7,597,150 (27,500円/m ²)	第二種中高層住居専用地域
65-8	322.14 (約97.5坪)	8,987,706 (27,900円/m ²)	第二種住居地域
77-6	297.12 (約89.9坪)	8,586,768 (28,900円/m ²)	準住居地域
89-13	201.83 (約61.1坪)	5,752,155 (28,500円/m ²)	第二種中高層住居専用地域
92-14	247.11 (約74.8坪)	7,042,635 (28,500円/m ²)	第二種中高層住居専用地域
109-13	226.29 (約68.5坪)	6,901,845 (30,500円/m ²)	準住居地域
117-6	358.79 (約108.5坪)	10,620,184 (29,600円/m ²)	第二種中高層住居専用地域

事業主の皆さまへ 労働保険年度更新手続きのお知らせ

平成22年度の労働保険(労災保険、雇用保険)年度更新手続きは、6月初めに送られてくる労働保険料申告書・納付書により、6月1日から7月12日までの間に申告してください。

申告書の集合受付を次の日程で行いますので、最寄りの会場で提出してください。

月日	時間	会場
6/14 (月)	14:30～16:30	鹿島公民館
6/15 (火)	10:00～12:00	下甞公民館
6/16 (水)	14:00～17:00	上甞老人福祉センター
7/6 (火)	10:00～15:00	国際交流センター(2階会議室A・B)
7/7 (水)		

*最寄りの会場で手続きできない場合は、7/12(月)までに川内労働基準監督署で手続きを行うか、申告書を送付してください。

【提出・問合せ】〒895-0063 若葉町4-24 川内労働基準監督署 223225

景観重要資産を指定しました

本市景観条例に規定する「景観提案制度」を利用して地区コミュニティ協議会から提案された景観重要資産を2件、本年3月24日に指定しました。これらの景観は、地域を代表する景観であり、市民共通の財産です。ぜひ、一度ご覧ください。



快適環境づくり補助金を交付します



次の市民団体に対して、快適環境づくり補助金を交付します。

【対象団体】自治会、子供会、老人会、PTA、ボランティアグループ、NPOなどのクラブや団体

【対象活動】フラワーポットの設置、花の植栽など

【補助金額】必要経費の80%発行します。